

障害のある方などのための駐車スペースの適正利用にご協力をお願いします。

兵庫ゆずりあい駐車場制度



譲りあい感謝マーク

障害のある方などのための駐車スペースを
適正にご利用いただくため
兵庫県が県内共通の「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を
交付する制度です。

対象となる駐車施設

公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの駐車場で「兵庫ゆずりあい駐車場」の案内標示がある駐車区画です。なお、本県で交付した利用証は、他府県での同様制度の駐車施設でもご利用いただけます。

(県内の対象施設は県のホームページでご覧いただけます。)

※ 県内の兵庫ゆずりあい駐車場の利用に関しては、「駐車禁止除外指定車標章」(公安委員会発行)を利用証として活用可能です。

利用証の交付対象

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者、妊産婦、傷病人などで、歩行が困難な方です。

※ 詳しくは、裏面の『交付対象者』をご覧ください。

利用証の申込み

申請書に必要事項を記入し、歩行が困難なことが確認できる書類を持参のうえ、申請窓口(裏面記載)にご提出ください。

※ 詳しくは、裏面の『利用証の申請手続き』をご覧ください。



【案内標示】



【駐車場での設置例】



【利用証】

制度の基本となるのは、一人ひとりのゆずりあいの心です。
必要な方が利用できるよう、ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ先

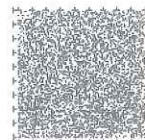
兵庫県健康福祉部障害福祉局 障害者支援課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

電話 078-362-4379 / FAX 078-362-9040

E-mail shogaishashien@pref.hyogo.lg.jp

HP <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf10/tyuusyajyou.html>



音声コード

交付対象者

利用証は、下記の基準に該当し、歩行が困難な方に交付します。

交付対象者			確認書類	
身体障害者	視覚障害	1・2・3・4級	各身体障害者区分の手帳 障害程度が左記の者の手帳	
	聴覚障害	2・3級		
	平衡機能障害	3・5級		
	肢体不自由	上肢		1・2級
		下肢		1・2・3・4・5・6級
		体幹		1・2・3・5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能		1・2級
		移動機能		1・2・3・4・5・6級
心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害	1・3・4級	身体障害者手帳		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害	1・2・3・4級			
知的障害者	障害程度がAの者	療育手帳		
精神障害者	障害等級が1級の者	精神障害者保健福祉手帳		
難病患者	特定医療費(指定難病)受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	特定医療費(指定難病)受給者証 小児慢性特定疾病医療受給者証		
高齢者等	要介護状態の区分が要介護1・2・3・4・5の者	介護保険被保険者証		
妊産婦	母子健康手帳取得の者	母子健康手帳		
傷病人	医師の診断書等において「歩行が困難」である旨の記載のある者	医師の診断書・意見書等(「歩行が困難である」ことの記載必要)、身分証明書(運転免許証、保険証等)		
その他歩行が困難な方	知事が認める者	※県障害者支援課にお問い合わせください		

※ 利用証の有効期間は、交付対象者により異なります。

利用証の申請手続き

申請書に必要事項を記入し、上記の確認書類を持参のうえ、申請窓口にお越しください。

- ① 申請書は申請窓口を設置しているほか、県のホームページからダウンロードできます。
- ② 上記の確認書類を必ず窓口で提示(または写しを添付)してください。
- ③ 利用証は原則即日交付します(確認のため後日となることがあります。)

- ※ 申請手数料は無料ですが、確認書類の取得に係る経費は自己負担となります。
- ※ 代理申請も可能です。その場合は、必ず申請者の承諾を得たうえ、代理人の方の身分証明書の提示をお願いします。
- ※ 窓口申請が難しい場合は、県障害者支援課にお問い合わせください。

申請窓口

【県】 受付時間は月曜日から金曜日(祝日を除く)の9:00から17:00まで

窓口名	所在地	電話番号
兵庫県庁 健康福祉部障害福祉局 障害者支援課	神戸市中央区下山手通5-10-1	(078) 362-4379(直通) (078) 362-9040(FAX)
神戸県民センター 県民交流室県民課	神戸市中央区中山手通6-1-1	(078) 361-8629
芦屋健康福祉事務所 監査・福祉課	芦屋市公光町1-23	(0797) 32-0707
宝塚総合庁舎(宝塚健康福祉事務所 福祉課)	宝塚市旭町2-4-15	(0797) 83-3142
加古川健康福祉事務所 生活福祉課(加古川総合庁舎)	加古川市加古川町寺家町天神木97-1	(079) 421-1101(代表) (079) 421-9308(直通)
加東健康福祉事務所 福祉課(社総合庁舎)	加東市社字西柿1075-2	(0795) 42-5111(代表) (0795) 42-9360(直通)
中播磨健康福祉事務所 監査・地域福祉課(姫路総合庁舎)	姫路市北条1-98	(079) 281-9214
龍野健康福祉事務所 地域福祉課(龍野庁舎)	たつの市龍野町富永1311-3	(0791) 63-5136
豊岡健康福祉事務所 監査・福祉課(豊岡総合庁舎)	豊岡市幸町7-11	(0796) 23-1001(代表) (0796) 26-3669(直通)
新温泉健康福祉事務所 生活福祉課	美方郡新温泉町三谷389-1	(0796) 82-3161
丹波健康福祉事務所 監査・福祉課(柏原総合庁舎)	丹波市柏原町柏原688	(0795) 72-0500(代表) (0795) 73-3758(直通)
洲本健康福祉事務所 監査・福祉課(洲本総合庁舎)	洲本市塩屋2-4-5(※)	(0799) 22-3541(代表) (0799) 26-2054(直通)

※H28.10月現在、洲本総合庁舎の建て替えに伴い、洲本市塩屋1-439-1の仮設庁舎に移転しています。

【申請窓口設置市町(H28.10月現在)】 詳細は県障害者支援課へお問い合わせいただくか、県ホームページをご覧ください。

尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、姫路市、神河町、市川町、福崎町、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町、豊岡市、養父市、朝来市、新温泉町、香美町、篠山市、丹波市、洲本市、南あわじ市、淡路市